平成２２年（フ）第３７２号
仙台市青葉区落合１丁目16番59号　かいやま荘202
破産者　福島　良郎
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７７号
埼玉県越谷市川柳町４丁目245番地１朝日プラザガーデンシティ新越谷222
破産者　内田　良一
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４７７号
山梨県甲府市住吉２丁目５番６号
破産者　村田　進二
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７３４号
滋賀県栗東市目川1070番地205号
破産者　松田　敏秀
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８号
大津市野郷原２丁目19番５号、前住所大津市大石中４丁目10番４号
破産者　関屋　慶介
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３号
愛媛県西宇和郡伊方町豊之浦367番地３
破産者　阿部　　巌
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第４７７号
長崎県長崎市三川町611番地
破産者　石田　清一
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６７号
長崎県長崎市出島町13番４号
破産者　小山　俊英
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
熊本県菊池市泗水町吉富250番地198
破産者　八並　　貴
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１５号
熊本県山鹿市中554番地
破産者　深川　英一
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１６６号
福島県田村郡小野町大字小野新町字寺下74番地、破産手続開始決定時の住所福島県須賀川市木之崎字北原２番地176
破産者　吉田　和香
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
福島県郡山市八山田５丁目159番地　ストークウエタ202号
破産者　渡部　行成
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２０年（フ）第６１５号
石川県能美市来丸町107番地
破産者　東出　定則
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２９１号
長野県松本市深志３丁目５番10号
破産者　水野　秀一
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第６号
大阪府柏原市玉手町４番22号
破産者　堀田　　武
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第９７号
兵庫県宝塚市中筋山手２丁目５番16号　紫苑D、前住所兵庫県川西市栄根２丁目14番２号301
破産者　下中　芳子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３４５号
兵庫県川西市緑台３丁目５番地の37、前住所東京都板橋区前野町１丁目２番７―105号
破産者　水野　　徹
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第６６１号
兵庫県尼崎市武庫の里２丁目14番16号　サンライフ松田101号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市武庫の里２丁目27番32号　サンハイツ103号
破産者　瀧本　　昇
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係